

墓じまいに関する情報収集結果

情報収集の背景

- 承継者がいない等の理由から、墓地の使用者による自発的な返還（いわゆる墓じまい）に伴い、埋蔵した焼骨を他の墳墓や納骨堂に移す場合は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条第1項に基づき改葬許可が必要であり、改葬件数は、平成26年度に約8万4千件であったものが、令和6年度には約17万6千件に倍増※している。※厚生労働省衛生行政報告例
- 改葬許可申請に当たっては、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）に基づき墓地等の管理者が作成した埋葬等の事実を証する書面（以下「埋蔵証明書」という。）を添付することとされており、墓地等の管理者が埋葬等の事実の証明を拒んだ場合、市町村は、極力、管理者に対して、埋蔵証明書を提出するよう指導すべきであるが、なお拒んだ場合には「これに代わる立証の書面」をもって取り扱って差し支えないとされている（昭和30年2月28日付け衛環第22号環境衛生課長から鳥取県衛生部長宛て回答（以下「回答」という。））。
- このような中、当管区の行政相談に、墓じまいを考えているが墓地を管理する寺院の住職から反対されているとの相談があったことや、管内の有識者から、寺院によって墓じまいに係る費用が大きく異なり、一般に高額との意見があったことから、市町村における墓じまいへの対応状況等について、情報収集を実施した。

情報収集結果

東北管内の9市町村から墓じまいへの対応状況を聴取したところ、

寺院から埋蔵証明書の発行を拒否されたとの事例で、回答内容も参考に、市町村長が埋蔵証明書に代わる書面で改葬を許可した市町村がみられた一方で、7市町村では回答を把握していない。

また、市町村からは、埋蔵証明書に代わる書面として何が適当か分からぬとの意見が聴かれた。

なお、墓じまいに関する相談を受け付けている東北管内の2消費生活センターでは、いずれも回答を把握していなかった。

⇒ 厚生労働省は、改葬許可申請に当たり、申請者が墓地等の管理者から埋蔵証明書を取得できない場合の対応に関し、市町村に周知することが望まれる。また、国民生活センターは、相談対応職員に対して回答内容を周知することが望まれる。（詳細は別添1参照）

関係省庁等の対応

本省行政評価局を通じて厚生労働省及び国民生活センターに情報収集結果を提供した結果、

- ① 厚生労働省は、埋蔵証明書の添付により難い特別の事情があると認められる場合の取扱いについて、Q&A※1を作成し、地方公共団体への事務連絡※2の発出により、周知を実施

※1 Q&Aで示された代替書面の例

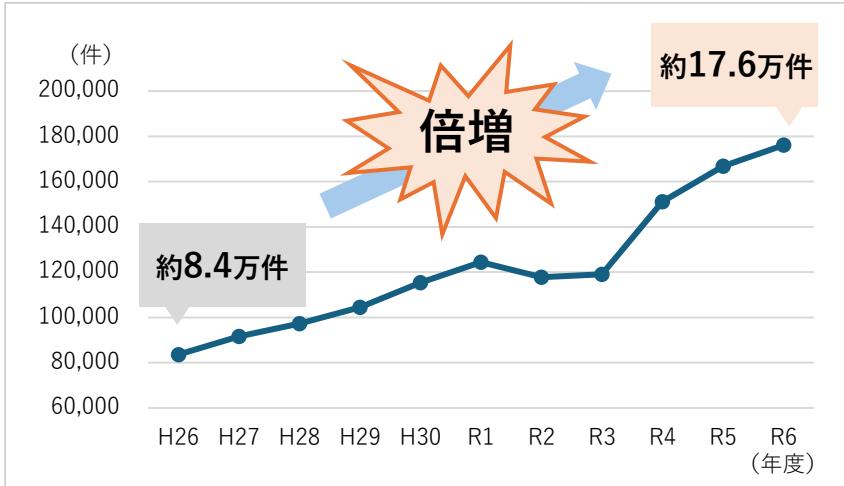
➢ 墳墓の写真、埋蔵証明書を提出できない経緯を記載した申述書等

※2 「改葬許可申請において埋蔵証明書の添付により難い特別の事情があると認められる場合の取扱い（Q&A）について」（令和8年1月23日付け厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課事務連絡）

- ② 国民生活センターは、当局が作成した相談対応者向け資料（別添2）を全国の消費生活相談員等に配布・周知

改葬件数の推移（全国）

回答の把握状況（東北管内9市町村）

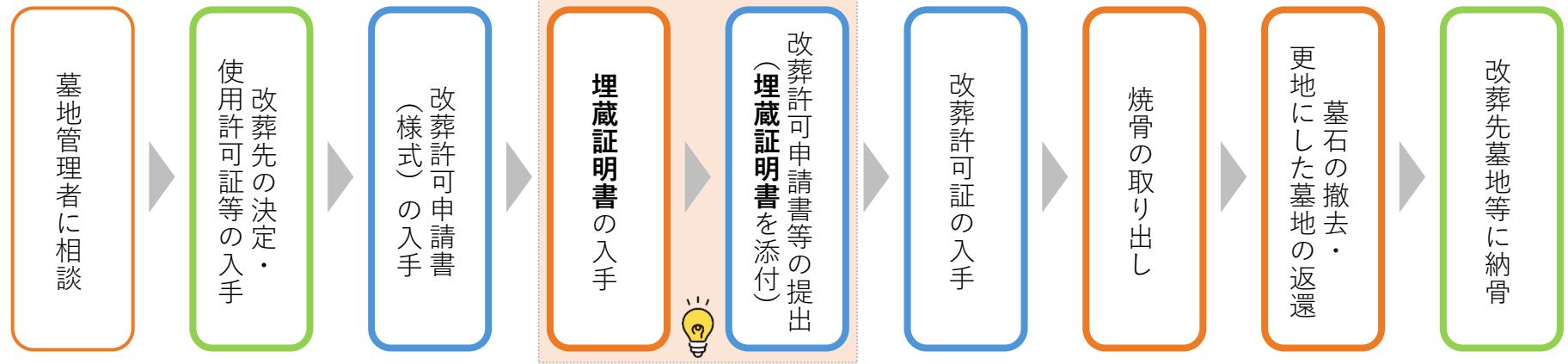


（注）衛生行政報告例に基づき当局が作成

一般的な改葬手続（A市の例）

□ … 改葬元墓地管理者との手続 □ … 改葬先墓地管理者との手続 □ … 市町村との手続

※ 宗教や宗派により、閉眼供養や開眼供養などの儀式が必要となる場合あり。

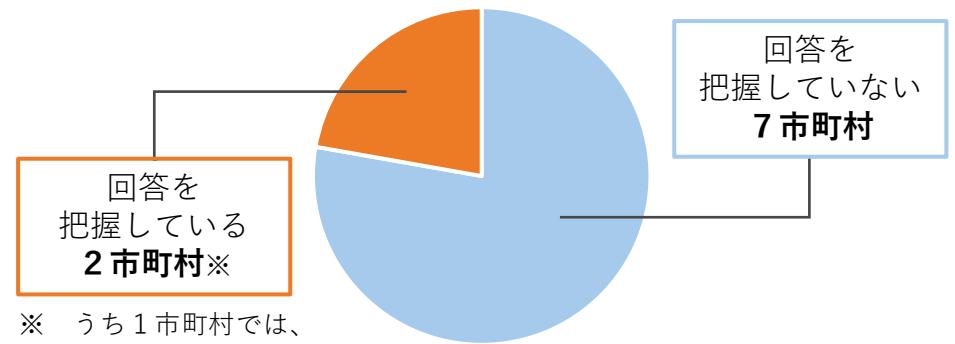


墓地等の管理者が埋葬等の事実の証明を拒んだ場合の取扱い

市町村は極力、墓地等の管理者に対して埋葬証明書を提出するよう指導すべきであるものの、なお拒んだ場合には埋葬証明書に代わる立証の書面（※）により取り扱って差し支えない（回答による。）。

代替書面の例

墳墓の写真や埋葬証明書を提出できない経緯を記載した申述書等（令和8年1月厚生労働省事務連絡による。）



（注）当局の情報収集結果による。

（本件連絡先）

総務省東北管区行政評価局
評価監視部第4評価監視官室
下田、龜山、大根原、佐々木
電話：022（262）9249